

「食都神戸」プログラムディレクション業務 仕様書

1. 業務名称

「食都神戸」プログラムディレクション業務

2. 業務目的

神戸市は、人口 150 万人を抱える大都市でありながら、北部・西部には農業生産額で近畿圏第 3 位を誇る農業地域(里山)、南部には瀬戸内海で営まれる漁業地域を有している。また、豊かな食材に加え、都心は港町として交易を中心に栄えてきた経緯から、独自の多様な食文化が醸成されている。

本市では、2015 年から都市地域と農漁業地域が近接した神戸独自のポテンシャルを最大限に活用し、神戸産農水産物を使用した飲食店等の拡大、里山の木材や環境を活用した商品開発など農を活用した食ビジネスを市内全域に展開し、国内外に発信する戦略として「食都神戸」を掲げ、世界の人々が集い食で賑わう食文化の都の創造をすすめている。

本業務では、現在実施している「食都神戸」推進事業を検証するとともに、with コロナでの在り方も含めて、2030 年に向けた長期的ロードマップの策定及び市民や事業者にとって分かりやすいデザイン化を民間事業者へ委託するものである。

3. 業務内容

(1) これまでの「食都神戸」推進事業に関する調査・検証業務

以下(2)①の業務を実施するため、平成 27 年度～令和元年度までの「食都神戸」推進事業について、市民・事業者・市外からの意見を含めた事業成果検証に必要なデータ等を調査し、事業実績や課題点を検証する。

- ・調査結果は、令和 2 年 10 月 30 日(金)を目途に本市へ報告すること。

(2) 「食都神戸 2030 ビジョン(仮称)」等策定業務

①(1)での検証結果を踏まえ、目指すべきあり方や新たな目標など、2030 年に向けたビジョン及び年度ごとのアクションプランを策定する。

- ・策定した案は、令和 2 年 12 月 25 日(金)を目途に本市へ提出すること。

②ビジョン及びアクションプランを市民及び国内外に向けてわかりやすい普及啓発資材をデザインする。

- ・ピクトグラムを活用し、視認性等、ユニバーサルデザインに配慮すること
- ・使用する用語は、小学生高学年から高齢者まで通用する平易なものをできるだけ使用すること。
- ・日本語、英語の 2 種類を作成すること。
- ・デザイン案は、令和 3 年 2 月 26 日(金)を目途に本市に提出すること。

※(1)及び(2)の業務にあたっては、食都神戸の将来を担う層(主に 30 歳代以下を想定)と意見交換の場を設け、その結果を考慮しながら進めること。

(3) 必要な体制の構築

(1)(2)の業務について、必要な専門家を配置するものとする。

①プログラムディレクター

本市事業の知識経験や類似業務実績を多く有しており、(1)(2)の業務を一貫してコーディネートし、デザイン監修、及びビジョン策定の責任者として総合ディレクションを行うことができる人材。

②デザイナー

専門的知見に基づき、幅広い層にわかりやすいビジュアルデザインができる人材。

③その他必要な人材

(4) その他

本業務(3)①のプログラムディレクターには、本年度組織再編により設立予定の市内事業者や市民等からなる「(仮称)神戸食文化創造会議」のアドバイザーとして、設立会議等における基調講演を行う。(同組織は、食文化や農漁業に関連する情報交換や共有を行い、食・食文化・環境・暮らし・観光等に関する新たなビジネスが生まれるきっかけをつくることを目的とする。)

4. 成果物

業務に係る報告書、調査結果データ及びデザインした画像等のデータ一式

5. 委託契約金額の上限

上限 7,000,000 円(税込)

6. 委託業務期間

契約締結日から令和3年3月31日

7. 留意事項

- ・受託事業者は、市との綿密な情報共有を図るため、月2回以上の打ち合わせ(オンライン可)を実施すること。
- ・事業間の連携を図るため、「食都神戸関連事業総合運営業務」実施事業者、「(仮称)神戸食文化創造会議」とも情報共有すること。
- ・提案事業者は、事業の一部を再委託することは可能とする。提案時に再委託の可能性について示すとともに、再委託契約締結の前に市の承認を得ることとする。
- ・本業務により得られた成果は、原則として本市に帰属する。
- ・本業務に関して、受託事業者が本市から受領または閲覧した資料等は、市の了解なく公表または使用してはならない。
- ・受託事業者は、本業務で知り得た本市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・その他、本業務の実施にあたっては、受託事業者は不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議して定める。